子どものための

子どもの未来を守るために、 今できることを。

相手の財産を 調べる手続きに ついて聞きたい 養育費の 支払いが ない

取り決めの 方法や内容が 知りたい

共同親権に なると

収入が 減って支払が 困難になった

強制執行を したい

司法書士が相談に応じます!

どうなるの?

10:00 - 21:00 相談無料 秘密厳守

2025年

夜21:00まで受付します

- 同居親、別居親どちらからでも相談できます。
- 離婚を検討されている方・養育費の取決めをされていない方もぜひご相談ください。
- 必要な際はお近くの司法書士を紹介します。
- 司法書士法に定める業務範囲内での対応となります。
- 全国統一フリーダイヤル (無料) で開催。全国どこからでも相談可能。 ※当日のみの専用番号です。

120-567-301

私たち司法書士は、子どものための様々な問題に、全力で取り組んでいます。

主催:全国青年司法書士協議会

後援:日本司法書士会連合会 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会

特定非営利活動法人ひとり親家庭サポート団体全国協議会

共催: 茨城青年司法書士協議会 茨城司法書士会